

## 池田町 年度末・年度始の休日窓口を開設します

毎年 3 月と 4 月は進学や就職、転勤などにより住所を変更される方が大変多くなります。このため、町では日曜日に住所変更等の手続きが出来るよう、下記の 2 日間、窓口を開設し、転出・転入に関する受け付けを行います。  
(税関係証明の業務は致しません)

年度末・年度始めは入学、就職、転勤等により住所を変更される方が多く、住民課の窓口が混み合い来庁者の皆様にご迷惑をおかけすることがあります。そこで、下記の 2 日間、窓口業務の休日受付を行います。

受付する内容等は以下のとおりです。

- 【窓口開庁日】 平成 30 年 3 月 25 日 (日)  
4 月 1 日 (日)
- 【時 間】 午前 10 時から午後 2 時まで
- 【場 所】 役場住民課窓口 (正面玄関よりお入りください)
- 【内 容】
- ・ 転入、転出の届出受付
  - ・ 住民票、戸籍、印鑑証明の受付・交付
  - ・ マイナンバーカードの交付
  - ・ 国民健康保険証、後期高齢者医療保険証に関すること
  - ・ 福祉医療、児童手当受付

※住民課窓口以外で対応する業務については後日の受付、連絡となる場合がありますので予めご承知ください。

北アルプス展望の里 花とハーブの里 信州あづみ野 池田町

池田町役場 (担当) 住民課住民係

電話:0261-62-3131(代表) 内線 143 FAX:0261-62-9404